

# 令和5年度 呉市地域防災計画の修正

(共通編・風水害編・震災編)

## 【新旧対照表】

上位計画（広島県地域防災計画）の修正（R5.5）に伴う修正

凡 例

● \_\_\_\_\_,  : 修正箇所

● 県〇〇△△ : 別添「資料1（一覧／上位計画の修正に伴う修正）」と連動

呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等
予2-1	<p>災害予防編 第2節 風水害予防計画 第1 浸水・波浪・高潮災害の予防 1 河川等の氾濫防止対策 (1) (略) <u>(2) (新設)</u></p> <p>(2) 治水対策の実施 (略)</p> <p>2 洪水浸水想定区域_____内の円滑かつ迅速な避難確保対策 (1) 洪水浸水想定区域_____ごとに、次の事項を定める。 ア～ウ (略) エ 主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時_____の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合の当該施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報__の伝達方法 ※ 要配慮者利用施設については、「資料編」参照 (2) 洪水浸水想定区域_____ごとに、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。 <u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u></p>	<p>災害予防編 第2節 風水害予防計画 第1 浸水・波浪・高潮災害の予防 1 河川等の氾濫防止対策 (1) (略) <u>(2) 雨水出水浸水想定区域の指定</u> <u>市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u></p> <p>(3) 治水対策の実施 (略)</p> <p>2 洪水浸水想定区域<u>及び雨水出水浸水想定区域</u>内の円滑かつ迅速な避難確保対策 (1) 洪水浸水想定区域<u>及び雨水出水浸水想定区域</u>ごとに、次の事項を定める。 ア～ウ (略) エ 主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時<u>及び雨水出水時</u>(以下「洪水時等」という)の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合の当該施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報<u>等</u>の伝達方法 ※ 要配慮者利用施設については、「資料編」参照 (2) 洪水浸水想定区域<u>及び雨水出水浸水想定区域</u>ごとに、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。</p>	<p><u>県施策 01</u> 【理由】 令和3年4月の水防法改正に伴い、広島県地域防災計画(以下「県計画」という)に「雨水浸水想定区域の指定」が新たに追加されたことによる修正 【内容等】 呉市地域防災計画(以下「呉市計画」という)に雨水出水浸水想定区域の指定、浸水深及び浸水継続時間等の公表について追加する。 令和7年度までの3年計画で、上下水道局において指定に向けた作業を実施中である。 なお、「早期の立退き避難が必要な区域」等の記述は、避難体制の節、ハザードマップの項(予7-5)に転記する。</p>
予2-4	<p>災害予防編 第2節 風水害予防計画 第2 土砂災害の予防 1 土砂・地盤災害の予防 (1) 降雨等による土砂災害 降雨等により引き起こされる土砂災害(崖崩れ、山崩れ、土石流、落石等)は、梅雨前線や台風による集中豪雨、ゲリラ豪雨等により発生する 경우가多く、人家等に壊滅的な被害を与える。 市域内には、特に山間地・海岸沿いの急傾斜地周辺において、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在する。 土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害</p>	<p>災害予防編 第2節 風水害予防計画 第2 土砂災害の予防 1 土砂・地盤災害の予防 (1) 降雨等による土砂災害 降雨等により引き起こされる土砂災害(崖崩れ、山崩れ、土石流、落石等)は、梅雨前線や台風による集中豪雨、ゲリラ豪雨等により発生する 경우가多く、人家等に壊滅的な被害を与える。 市域内には、特に山間地・海岸沿いの急傾斜地周辺において、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在する。 土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害</p>	<p><u>県施策 02</u> 【理由】 令和2年6月の都市再生特別措置法改正に伴い、県計画に「都市の防災に関する機能の確保に関する指針(防災指針)」の位置付けについて新たに追加されたことによる修正 【内容等】 呉市計画に、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災</p>

呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等												
	<p>防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が県により行われている。</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等指定箇所については、「資料編」参照</p> <p>県及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害警戒区域等の周知及び緊急時の避難体制の整備に努める。</p> <p>また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。</p>	<p>防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が県により行われている。</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等指定箇所については、「資料編」参照</p> <p>県及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、住民への土砂災害警戒区域等の周知及び緊急時の避難体制の整備に努める。</p> <p>また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。</p> <p><u>立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p>	<p>まちづくりの推進において、災害リスクを十分考慮の上、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける旨を追加する。</p> <p>令和6年度までの2年計画で、都市部において検討会を立ち上げ「呉市立地適正化計画」の改定作業中である。</p>												
予2-12	<p>災害予防編 第2節 風水害予防計画 第5 急傾斜地対策事業・治山事業等の推進</p> <p>次の各種事業・工事について、事業の円滑な推進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>概要と整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地対策事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>治山事業</td> <td> <p>昭和20年枕崎台風及び昭和42年7月豪雨による被害については、主として県営により山腹、溪間工事などの復旧、改良、保安林整備事業を実施してきた。引き続き、復旧治山事業の拡大と早期施行を図るとともに、過去の災害実態に則し、山腹工事、溪間工事など被害を未然に防止する総合的な予防治山事業、保安林改良事業などの促進を図る。</p> <p>また、<u>治山事業の実施責任者は、山腹の崩壊で上流から流下した流木が河川内に堆積し、土砂や流水が氾濫・堆積したことから、上流域から流木の流出を防ぐため、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。加えて、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u></p> <p>※ 山地災害危険地の状況について、「資料編」参照</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	概要と整備内容	急傾斜地対策事業	(略)	治山事業	<p>昭和20年枕崎台風及び昭和42年7月豪雨による被害については、主として県営により山腹、溪間工事などの復旧、改良、保安林整備事業を実施してきた。引き続き、復旧治山事業の拡大と早期施行を図るとともに、過去の災害実態に則し、山腹工事、溪間工事など被害を未然に防止する総合的な予防治山事業、保安林改良事業などの促進を図る。</p> <p>また、<u>治山事業の実施責任者は、山腹の崩壊で上流から流下した流木が河川内に堆積し、土砂や流水が氾濫・堆積したことから、上流域から流木の流出を防ぐため、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。加えて、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u></p> <p>※ 山地災害危険地の状況について、「資料編」参照</p>	<p>災害予防編 第2節 風水害予防計画 第5 急傾斜地対策事業・治山事業等の推進</p> <p>次の各種事業・工事について、事業の円滑な推進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>概要と整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地対策事業</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>治山事業</td> <td> <p>昭和20年枕崎台風及び昭和42年7月豪雨による被害については、主として県営により山腹、溪間工事などの復旧、改良、保安林整備事業を実施してきた。引き続き、復旧治山事業の拡大と早期施行を図るとともに、過去の災害実態に則し、山腹工事、溪間工事など被害を未然に防止する総合的な予防治山事業、保安林改良事業などの促進を図る。</p> <p>また、<u>国・県と連携し、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進</u></p> <p>_____するものとする。</p> <p>※ 山地災害危険地の状況について、「資料編」参照</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	概要と整備内容	急傾斜地対策事業	(略)	治山事業	<p>昭和20年枕崎台風及び昭和42年7月豪雨による被害については、主として県営により山腹、溪間工事などの復旧、改良、保安林整備事業を実施してきた。引き続き、復旧治山事業の拡大と早期施行を図るとともに、過去の災害実態に則し、山腹工事、溪間工事など被害を未然に防止する総合的な予防治山事業、保安林改良事業などの促進を図る。</p> <p>また、<u>国・県と連携し、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進</u></p> <p>_____するものとする。</p> <p>※ 山地災害危険地の状況について、「資料編」参照</p>	<p><b>県施策 03</b></p> <p>【理由】</p> <p>令和3年7月の特定都市河川浸水被害対策法改正に伴い、県計画に「流域治水と連携した治山対策」について新たに追加されたことによる修正</p> <p>【内容等】</p> <p>呉市計画に、流域治水及び治山事業の実施責任者である国・県と連携し、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する旨を追加する。</p> <p>呉市域では、黒瀬川水系、二河川・堺川・大谷川水系、野呂川水系において流域治水プロジェクトが進行中である。</p>
事業種別	概要と整備内容														
急傾斜地対策事業	(略)														
治山事業	<p>昭和20年枕崎台風及び昭和42年7月豪雨による被害については、主として県営により山腹、溪間工事などの復旧、改良、保安林整備事業を実施してきた。引き続き、復旧治山事業の拡大と早期施行を図るとともに、過去の災害実態に則し、山腹工事、溪間工事など被害を未然に防止する総合的な予防治山事業、保安林改良事業などの促進を図る。</p> <p>また、<u>治山事業の実施責任者は、山腹の崩壊で上流から流下した流木が河川内に堆積し、土砂や流水が氾濫・堆積したことから、上流域から流木の流出を防ぐため、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。加えて、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u></p> <p>※ 山地災害危険地の状況について、「資料編」参照</p>														
事業種別	概要と整備内容														
急傾斜地対策事業	(略)														
治山事業	<p>昭和20年枕崎台風及び昭和42年7月豪雨による被害については、主として県営により山腹、溪間工事などの復旧、改良、保安林整備事業を実施してきた。引き続き、復旧治山事業の拡大と早期施行を図るとともに、過去の災害実態に則し、山腹工事、溪間工事など被害を未然に防止する総合的な予防治山事業、保安林改良事業などの促進を図る。</p> <p>また、<u>国・県と連携し、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進</u></p> <p>_____するものとする。</p> <p>※ 山地災害危険地の状況について、「資料編」参照</p>														
予2-12	<p>災害予防編 第2節 風水害予防計画 第5 急傾斜地対策事業・治山事業等の推進</p> <p>次の各種事業・工事について、事業の円滑な推進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>概要と整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業種別</td> <td>概要と整備内容</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	概要と整備内容	事業種別	概要と整備内容	<p>災害予防編 第2節 風水害予防計画 第5 急傾斜地対策事業・治山事業等の推進</p> <p>次の各種事業・工事について、事業の円滑な推進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>概要と整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業種別</td> <td>概要と整備内容</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	概要と整備内容	事業種別	概要と整備内容	<p><b>県施策 04</b></p> <p>【理由】</p> <p>県計画に「関係機関等と連携した流域治水の取組」について追加されたことによる修正</p>				
事業種別	概要と整備内容														
事業種別	概要と整備内容														
事業種別	概要と整備内容														
事業種別	概要と整備内容														

呉市地域防災計画

		修正前		修正後		修正理由等	
		急傾斜地対策事業 (略)	(略)	急傾斜地対策事業 (略)	(略)	【内容等】 呉市計画に、流域治水協議会の構成員である国及び広島県と連携し、施策を推進する旨を追加する。	
		治山事業 (略)	(略)	治山事業 (略)	(略)		
		砂防事業 (略)	(略)	砂防事業 (略)	(略)		
		河川改修事業 2級河川13, 準用河川41, 普通河川419がある。溢水, 護岸の崩壊等のおそれのある河川に対して, 堆積土砂の浚渫, 河床床張り, 流路工, 護岸の改良, 補修など河川改修工事の促進を図る。		河川改修事業 2級河川13, 準用河川41, 普通河川419がある。溢水, 護岸の崩壊等のおそれのある河川に対して, 堆積土砂の浚渫, 河床床張り, 流路工, 護岸の改良, 補修など河川改修工事の促進を図る。 <u>その際は, 国・県と連携し, ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進し, 流域全体で行う持続可能な流域治水の取組により事前防災対策の加速化を図る。</u>			
予2-12	災害予防編 第2節 風水害予防計画 第5 急傾斜地対策事業・治山事業等の推進 次の各種事業・工事について, 事業の円滑な推進を図る。	事業種別 急傾斜地対策事業 治山事業 砂防事業 河川改修事業 農業用施設関係事業 道路火災防止事業 浸水防止事業 防空ごう処理事業	概要と整備内容 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	災害予防編 第2節 風水害予防計画 第5 急傾斜地対策事業・治山事業等の推進 次の各種事業・工事について, 事業の円滑な推進を図る。	事業種別 急傾斜地対策事業 治山事業 砂防事業 河川改修事業 農業用施設関係事業 道路火災防止事業 浸水防止事業 防空ごう処理事業 盛土対策事業	概要と整備内容 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ, 課題がある盛土については県と連携し, 各法令に基づき, 速やかに撤去命令等の是正措置を行う。 当該盛土について, 対策が完了するまでの間, 必要になった場合には, 地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しを行う。	県施策 05 【理由】 令和5年5月の宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い, 県計画に「盛土による災害防止」について新たに追加されたことによる修正 【内容等】 呉市計画に, 課題がある盛土に対する速やかな是正措置及び是正完了までの必要な措置を行う旨を追加する。 令和3年の総点検において, 呉市では課題のある盛土2か所が確認された。現在, 1件は是正措置済み, 1件は土地所有者に対し是正勧告中である。
予4-4	災害予防編 第4節 都市構造の防災化 第1~3 (略) 第4 建築物・公共土木施設, 危険物施設, 農林漁業施設等の災害予防の推進			災害予防編 第4節 都市構造の防災化 第1~3 (略) 第4 建築物・公共土木施設, 危険物施設, 農林漁業施設等の災害予防の推進		県施策 06 【理由】 県計画に「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源の整備」について新たに追加されたこ	

呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等
	<p>(略)</p> <p>1 防災上重要な建築物の安全化</p> <p>(1) 市有建築物の耐震化</p> <p>市は、防災上重要な建築物、不特定多数の者が利用する建築物、多数の者が利用する建築物等の市有建築物の耐震化の状況を基に、市全体の耐震化の目標設定を踏まえ、防災上重要なものから優先して計画的に耐震化を進め、災害時における防災拠点としての機能を確保するとともに、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>防災上重要な建築物には、災害応急対策に必要な建築物(本庁舎、市民センター等)、救護活動に必要な建築物(消防関係施設、保健所・福祉事務所、病院等)及び避難所として位置づけられた建築物(まちづくりセンター、集会施設、学校等)がある。なお、市民センター、まちづくりセンター、消防署、消防出張所等については、建替え等の時期に併せて、災害時の停電に備え、<u>非常用電源(バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等)の整備を図る。</u></p>	<p>(略)</p> <p>1 防災上重要な建築物の安全化</p> <p>(1) 市有建築物の耐震化</p> <p>市は、防災上重要な建築物、不特定多数の者が利用する建築物、多数の者が利用する建築物等の市有建築物の耐震化の状況を基に、市全体の耐震化の目標設定を踏まえ、防災上重要なものから優先して計画的に耐震化を進め、災害時における防災拠点としての機能を確保するとともに、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>防災上重要な建築物には、災害応急対策に必要な建築物(本庁舎、市民センター等)、救護活動に必要な建築物(消防関係施設、保健所・福祉事務所、病院等)及び避難所として位置づけられた建築物(まちづくりセンター、集会施設、学校等)がある。なお、市民センター、まちづくりセンター、消防署、消防出張所等については、建替え等の時期に併せて、災害時の停電に備え、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源(太陽光発電設備、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等)の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u></p>	<p>とによる修正</p> <p>【内容等】</p> <p>呉市計画に、防災上重要な公共建築物においては再生可能エネルギーを含めた非常用電源(太陽光発電設備、蓄電池等)の整備及び燃料の備蓄等(最低3日間)に努める旨を追加する。</p>
予5-1	<p>災害予防編</p> <p>第5節 防災活動体制の整備</p> <p>第1 災害対策本部体制等の整備</p> <p>1 初動体制の整備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 活動マニュアル等の整備</p> <p>災害対策本部の各班が実施すべき活動内容や職員の地震等の緊急初動活動や避難所の開設・運営等を具体的に記した活動マニュアルを必要に応じて作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。</p> <p><u>(4) (新設)</u></p>	<p>災害予防編</p> <p>第5節 防災活動体制の整備</p> <p>第1 災害対策本部体制等の整備</p> <p>1 初動体制の整備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 活動マニュアル等の整備</p> <p>災害対策本部の各班が実施すべき活動内容や職員の地震等の緊急初動活動や避難所の開設・運営等を具体的に記した活動マニュアルを必要に応じて作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。</p> <p><u>(4) 行動計画(タイムライン)の整備</u></p> <p><u>市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>県施策 07</p> <p>【理由】</p> <p>県計画に「行動計画(タイムライン)の作成・運用」について新たに追加されたことによる修正</p> <p>【内容等】</p> <p>呉市計画に、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める旨を追加する。</p> <p>災害リスクの推移を、ある程度予測可能な台風及び洪水について優先して作成する。</p>
予6-1	<p>災害予防編</p> <p>第6節 情報管理・広報体制の整備</p> <p>第1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)～(12)</p> <p>(13) 被害情報、<u>関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携して導入した呉市防災情報システム</u></p>	<p>災害予防編</p> <p>第6節 情報管理・広報体制の整備</p> <p>第1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)～(12)</p> <p>(13) 被害情報<u>及び</u>関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携して導入した呉市防災情報システム</p>	<p>県施策 08</p> <p>【理由】</p> <p>県計画に「安否不明者の氏名等の公表に備えた手続等」について新たに追加されたことによる修正</p> <p>【内容等】</p>

呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等
	<p>等の運用体制の確立 <u>(新設)</u></p> <p>(14) 有・無線系，地上系，衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進</p>	<p>等の運用体制の確立</p> <p><u>(14) 県が発災時の安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合の一連の手続等の整理・明確化</u></p> <p>(15) 有・無線系，地上系，衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進</p>	<p>呉市計画に，県が発災時に安否不明者の氏名等の公表を行う場合の一連の手続等について整理し，明確化する旨を追加する。</p>
予7-5	<p>災害予防編 第7節 避難体制の整備 第1 避難指示等の基準の策定 1～4 (略) 5 ハザードマップの作成</p> <p><u>県の作成する浸水想定区域図，土砂災害警戒区域図，津波災害警戒区域図等の地図情報を基に，市内における災害危険箇所等の状況を把握することにより，洪水，津波，高潮及び土砂災害等に関する各種ハザードマップを作成し，関係地域の住民に周知する。</u></p> <p><u>ハザードマップ等の周知に際しては，住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに，安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと，避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること，警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p>	<p>災害予防編 第7節 避難体制の整備 第1 避難指示等の基準の策定 1～4 (略) 5 ハザードマップの作成</p> <p><u>市は，洪水浸水想定区域，雨水出水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域（以下「浸水想定区域等」という。）をその区域に含む場合は，浸水想定区域等，指定緊急避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。</u></p> <p><u>その際，河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに，避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。</u></p> <p><u>また，高潮，中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップについても，関係機関と連携しつつ作成に努める。</u></p>	<p><b>県施策 01</b></p> <p>予2-1に同理由で，呉市計画の浸水想定区域等に「雨水出水浸水想定区域」を追加する。</p> <p>なお，「早期の立退き避難が必要な区域」等の記述は，予防計画の節（予2-1）から転記したものである。</p>
予7-8	<p>災害予防編 第7節 避難体制の整備 第1 (略) 第2 避難体制の整備 1 (略) 2 避難計画の策定 (1)・(2) (略) (3) 要配慮者利用施設等の避難計画等</p> <p>ア 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた洪水浸水想定区域<u>内及び土砂災害警戒区域内</u>の要配慮者利用施設並びに津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は，国土交通省令で定めるところにより，<u>当該要配慮者利用施設及び避難促進施設の利用者の洪水時，土砂災害時及び津波災害時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し，これを遅滞なく市長に報告するとともに，当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設及び避難促進施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施する。</u></p>	<p>災害予防編 第7節 避難体制の整備 第1 (略) 第2 避難体制の整備 1 (略) 2 避難計画の策定 (1)・(2) (略) (3) 要配慮者利用施設等の避難計画等</p> <p>ア 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた<u>浸水想定区域等内</u>の要配慮者利用施設並びに津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は，国土交通省令で定めるところにより，<u>災害時に当該要配慮者利用施設及び避難促進施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し，これを遅滞なく市長に報告するとともに，当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設及び避難促進施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施する。</u></p>	<p><b>県施策 01</b></p> <p>予2-1に同理由であるが，予7-5において，洪水浸水想定区域，雨水出水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域（以下「浸水想定区域等」という）としたことにより，表現を簡略化した。</p>
水16-1～2	<p>水防計画 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 1 洪水，雨水出水，高潮対応</p>	<p>水防計画 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 1 洪水，雨水出水，高潮対応</p>	<p>予2-1に同理由であるが，呉市水防計画の「雨水出水浸水想定区域」の記述を，呉市計画の記述</p>

呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等
	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 雨水出水浸水想定区域の指定状況  <u>県又は市は、管理する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（法第 14 条の 2）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町長に通知するものとする。</u></p> <p>――</p> <p>※ 呉市には、雨水出水浸水想定区域の指定はない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等                      ア 法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>の</u>円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを遅滞なく市長に報告するとともに、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。                      また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 雨水出水浸水想定区域の指定状況  <u>市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。</u></p> <p>――</p> <p>※ 呉市には、雨水出水浸水想定区域の指定はない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等                      ア 法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時<u>等</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを遅滞なく市長に報告するとともに、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。                      また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p>	<p>に整合する。</p>
予 1 6 - 1	<p>災害予防編                      第 16 節 防災教育                      1 実施内容                      (1) (略)                      (2) 市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。                      また、まちづくりセンターや呉市防災センター、定期的な防災訓練を活用するなどして、自治会、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>――</p>	<p>災害予防編                      第 16 節 防災教育                      1 実施内容                      (1) (略)                      (2) 市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。                      また、まちづくりセンターや呉市防災センター、定期的な防災訓練を活用するなどして、自治会、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。  <u>市は、学校における消防団員・防災リーダー等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p><b>県施策 09</b>  <b>【理由】</b>                      県計画に「学校における消防団等が参画した防災教育」について新たに追加されたことによる修正  <b>【内容等】</b>                      呉市計画に、消防団員に加え、防災リーダー等が参加した防災教育の推進に努める旨を追加する。                      現在、呉市は防災リーダーを約 6 4 0 名認定している。</p>
復 1 - 2	<p>災害復旧・復興編                      第 1 節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施                      1～3 (略)                      4 大規模災害時における復旧・復興                      (1) (略)                      (2) 災害復興体制の整備                      ア・イ (略)                      ウ <u>国、県等に対し専門職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。</u></p>	<p>災害復旧・復興編                      第 1 節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施                      1～3 (略)                      4 大規模災害時における復旧・復興                      (1) (略)                      (2) 災害復興体制の整備                      ア・イ (略)                      ウ <u>災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の</u></p>	<p><b>県施策 10</b>  <b>【理由】</b>                      県計画に「復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用」について新たに追加されたことによる修正  <b>【内容等】</b>                      呉市計画に、復旧・復興支援技術職員派遣制度（総務省が令和 2 年</p>

呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等
		<u>派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>	度(に制定)を活用する旨を追加する。
風2-23 震2-20	風水害対策編／震災・大規模事故等対策編 第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第2 災害情報計画 1・2 (略) 3 被害情報等の収集及び伝達 (1) (略) (2) 被害の調査・報告 ア～ウ (略) エ 報告 (7) (略) (イ) 災害対策本部設置時の報告 a (略) b 県への報告及び通報 (a) (略) (b) 被害状況の報告及び通報 ① (略) ② 被害状況の報告等 市は、人的被害の状況(行方不明者の数も含む。)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力をに基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。	風水害対策編／震災・大規模事故等対策編 第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第2 災害情報計画 1・2 (略) 3 被害情報等の収集及び伝達 (1) (略) (2) 被害の調査・報告 ア～ウ (略) エ 報告 (7) (略) (イ) 災害対策本部設置時の報告 a (略) b 県への報告及び通報 (a) (略) (b) 被害状況の報告及び通報 ① (略) ② 被害状況の報告等 市は、人的被害の状況(行方不明者の数も含む。)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力をに基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。 <u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u>	県施策11 予6-1に同理由であるが、県、市、関係機関(主に警察)との役割分担に基づき、公表主体である県に協力する旨を追加する。
	③ 人の被害についての即報 市及び消防局が、災害による人の被害について情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部(災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監)に伝達するものとする。	③ 人の被害についての即報 市及び消防局が、災害による人の被害について情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部(災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監)に伝達するものとする。 <u>人的被害の数(死者・行方不明者数)については、県が一元的に集約、調整を行うことから、市は関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行うものとする。</u> <u>また、市は、県が人的被害の数について広報を行う際には、密接に連携し、県が実</u>	



呉市地域防災計画			
	修正前	修正後	修正理由等
		<u>施する安否不明者の氏名等の公表後の安否情報の収集・精査に協力することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u>	
風6-2 震6-2	<p>風水害対策編／震災・大規模事故等対策編</p> <p>第6節 避難生活，情報提供，要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1 避難生活</p> <p>1 避難所等の開設等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者の避難等</p> <p>市は，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努める。また，情報伝達体制の整備，避難誘導體制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p><u>指定避難所では生活することが困難な障害者</u>等 等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに，福祉避難所の設置や，避難場所として宿泊施設を借上げる等，多様な指定避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>避難行動要支援者の避難等の措置について，市のみで対応できない場合は，他の市町や関係機関等の協力を求めて，市外の社会福祉施設等へ避難させる。</p>	<p>風水害対策編／震災・大規模事故等対策編</p> <p>第6節 避難生活，情報提供，要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1 避難生活</p> <p>1 避難所等の開設等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者の避難等</p> <p>市は，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努める。また，情報伝達体制の整備，避難誘導體制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p><u>更に，指定避難所では生活することが困難な障害者，医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに，福祉避難所の設置や，避難場所として宿泊施設を借上げる等，多様な指定避難所の確保に努めるものとする。特に，医療的ケアを必要とする者に対しては，人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか，家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>避難行動要支援者の避難等の措置について，市のみで対応できない場合は，他の市町や関係機関等の協力を求めて，市外の社会福祉施設等へ避難させる。</p>	<p>県施策12</p> <p>【理由】</p> <p>県計画に「福祉避難所における医療的ケアが必要な方への対応」について新たに追加されたことによる修正</p> <p>【内容等】</p> <p>呉市計画に，医療機器の電源や家族が共に過ごせるスペース等の必要な配慮に努める旨を追加する。</p> <p>呉市の福祉避難所の43%，1次避難所であるまちづくりセンターの全てに非常用電源を確保している。</p>
南6-8	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 津波避難対策</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 避難行動要支援者の避難等</p> <p>市は，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努める。</p> <p>また，情報伝達体制の整備，避難誘導體制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p><u>指定避難所では生活することが困難な障害者</u> 等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに，福祉避難所の設置や，宿泊施設を借上げる等，多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>避難行動要支援者の避難等の措置について，市のみで対応できない場合は，他の</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 津波避難対策</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 避難行動要支援者の避難等</p> <p>市は，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努める。</p> <p>また，情報伝達体制の整備，避難誘導體制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p><u>更に，指定避難所では生活することが困難な障害者，医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに，福祉避難所の設置や，宿泊施設を借上げる等，多様な避難所の確保に努めるものとする。特に，医療的ケアを必要とする者に対しては，人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか，家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>避難行動要支援者の避難等の措置について，市のみで対応できない場合は，他の</p>	風6-2に同じ。

呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等																																												
	市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させることとし、県が行う他の市町や他都道府県との連絡調整等に基づき迅速な避難に努める。	市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させることとし、県が行う他の市町や他都道府県との連絡調整等に基づき迅速な避難に努める。																																													
震 2-1~4	<p>震災・大規模事故等対策編 第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策 第1 組織・動員計画 1 (略) 2 災害対策本部設置前の体制 (1) 災害注意体制（第2次防災体制） ア 発令の基準 危機管理監は、次の場合で必要と認めるときには、災害注意体制（第2次防災体制）を発令する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指令者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危機管理監</td> <td rowspan="2">地震・津波</td> <td>市内に震度4以上を観測した場合（自動発令）。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～カ (略) (2) 災害警戒体制（第3次防災体制） ア 発令の基準 危機管理監は、次の場合で必要と認めるときには、災害警戒体制（第3次防災体制）を発令し、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">危機管理監</td> <td rowspan="4">地震・津波</td> <td>市内において震度4以上を観測し、_____被害が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>市内で震度5弱以上を観測した場合。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意_____）が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ケ (略) (3) (略) 3 災害対策本部設置以降の体制 (1) 発令の基準 市長は、次の場合又はそれに準じた状況で、総合的な対策を講ずるために特に必要と認めるときには、災害対策本部設置（第4次防災体制）を発令し、災害対策本部を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指令者	災害の種類	発令の基準	危機管理監	地震・津波	市内に震度4以上を観測した場合（自動発令）。	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。	設置者	災害の種類	発令の基準	危機管理監	地震・津波	市内において震度4以上を観測し、_____被害が発生した場合。	市内で震度5弱以上を観測した場合。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意_____）が発表された場合。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合。	設置者	災害の種類	発令基準				<p>震災・大規模事故等対策編 第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策 第1 組織・動員計画 1 (略) 2 災害対策本部設置前の体制 (1) 災害注意体制（第2次防災体制） ア 発令の基準 危機管理監は、次の場合で必要と認めるときには、災害注意体制（第2次防災体制）を発令する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指令者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危機管理監</td> <td rowspan="2">地震・津波</td> <td>市内で震度4_____を観測した場合（自動発令）。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～カ (略) (2) 災害警戒体制（第3次防災体制） ア 発令の基準 危機管理監は、次の場合で必要と認めるときには、災害警戒体制（第3次防災体制）を発令し、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">危機管理監</td> <td rowspan="4">地震・津波</td> <td>市内で震度5弱又は震度5強を観測した場合。</td> </tr> <tr> <td>市内で_____震度4_____を観測し、かつ相当規模の被害が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>市内で長周期地震動階級3を観測した場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ケ (略) (3) (略) 3 災害対策本部設置以降の体制 (1) 発令の基準 市長は、次の場合又はそれに準じた状況で、総合的な対策を講ずるために特に必要と認めるときには、災害対策本部設置（第4次防災体制）を発令し、災害対策本部を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指令者	災害の種類	発令の基準	危機管理監	地震・津波	市内で震度4_____を観測した場合（自動発令）。	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。	設置者	災害の種類	発令の基準	危機管理監	地震・津波	市内で震度5弱又は震度5強を観測した場合。	市内で_____震度4_____を観測し、かつ相当規模の被害が発生した場合。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合。	市内で長周期地震動階級3を観測した場合。	設置者	災害の種類	発令基準				<p>県施策13 【理由】 令和5年2月の長周期地震動の階級発表開始に伴い、県計画に「長周期地震動の階級に応じた組織・動員」について新たに追加されたことによる修正 【内容等】 呉市計画の災害警戒体制発令基準に「長周期地震動階級3」を、災害対策本部設置の発令基準に「長周期地震動階級4」を追加する。 また、振動等による発令基準の表記についても県の発令基準に整合する。</p>
指令者	災害の種類	発令の基準																																													
危機管理監	地震・津波	市内に震度4以上を観測した場合（自動発令）。																																													
		南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。																																													
設置者	災害の種類	発令の基準																																													
危機管理監	地震・津波	市内において震度4以上を観測し、_____被害が発生した場合。																																													
		市内で震度5弱以上を観測した場合。																																													
		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意_____）が発表された場合。																																													
		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合。																																													
設置者	災害の種類	発令基準																																													
指令者	災害の種類	発令の基準																																													
危機管理監	地震・津波	市内で震度4_____を観測した場合（自動発令）。																																													
		南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。																																													
設置者	災害の種類	発令の基準																																													
危機管理監	地震・津波	市内で震度5弱又は震度5強を観測した場合。																																													
		市内で_____震度4_____を観測し、かつ相当規模の被害が発生した場合。																																													
		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合。																																													
		市内で長周期地震動階級3を観測した場合。																																													
設置者	災害の種類	発令基準																																													

呉市地域防災計画

		修正前		修正後		修正理由等	
	市長	地震・津波	<p>市内において震度5弱以上を観測し、<u>相当の規模に及ぶ被害が発生又は発生するおそれがある</u>場合。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意_____）が発表された場合。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合。</p> <p>市内において震度6弱以上を観測した場合（自動発令）。</p> <p>気象庁が広島県に津波注意報，津波警報又は大津波警報を発表した場合（自動発令）。</p>	市長	地震・津波	<p>市内で震度6弱以上を観測した場合（自動発令）。</p> <p>市内で_____震度5弱_____を観測し、<u>かつ甚大な_____被害が発生した_____</u>場合。</p> <p>市内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される場合。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合。</p> <p>気象庁が広島県に津波注意報，津波警報又は大津波警報を発表した場合（自動発令）。</p> <p>市内において長周期地震動階級3を観測し、<u>相当の規模に及ぶ被害が発生又は発生するおそれがある</u>場合。</p> <p>市内において，長周期地震動階級4を観測した場合。</p>	
南 6-4～5	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 津波避難対策</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 津波発生時の応急対策</p> <p>ア 避難指示の発令</p> <p>(7) 発令基準</p> <p>次の場合において，市長は，速やかに的確な避難指示を発令する。</p> <p>a 報道機関の放送等により津波警報等の発表を<u>認知</u>した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合</p> <p>b・c （略）</p> <p>(イ) 発令時期及び発令手順</p> <p>津波警報等を<u>認知</u>した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は，自動的に又は直後に避難指示を発令する。</p> <hr/> <p>特に，勤務時間外に津波警報等が発表された場合について，避難指示の手続きや時期を十分検討し，速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 津波避難対策</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 津波発生時の応急対策</p> <p>ア 避難指示の発令</p> <p>(7) 発令基準</p> <p>次の場合において，市長は，速やかに的確な避難指示を発令する。</p> <p>a 報道機関の放送等により津波警報等の発表を<u>覚知</u>した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合</p> <p>b・c （略）</p> <p>(イ) 発令時期及び発令手順</p> <p>津波警報等を<u>覚知</u>した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は，自動的に又は直後に避難指示を発令する。</p> <p><u>なお，津波警報等の覚知により避難指示を発令する場合には，津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。</u></p> <p>特に，勤務時間外に津波警報等が発表された場合について，避難指示の手続きや時期を十分検討し，速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。</p>	<p>県施策 14</p> <p>【理由】</p> <p>県計画に「津波警報等の津波高に応じた避難指示発令対象区域の設定」について新たに追加されたことによる修正</p> <p>【内容等】</p> <p>呉市計画に，津波高に応じた発令対象区域を設定する旨を追加する。段階の設定については「浸水深」と「最大浸水深」を軸に検討する。</p>				

呉市地域防災計画

	修正前		修正後		修正理由等																																																																			
総3-5	共通編 総則 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 第6 指定公共機関		共通編 総則 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 第6 指定公共機関		<b>【理由等】</b> 楽天モバイル株式会社が新たに指定公共機関に認定されたことから、県計画に合わせ、表記を追加																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構呉医療センター (以下「呉医療センター」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社中国支社(広島支店)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社呉郵便局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本銀行広島支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社広島県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会広島放送局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路株式会社中国支社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本州四国連絡高速道路株式会社中国支社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社広島支社(呉管理駅)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社中国支店(以下「NTT西日本」という。)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社(以下「NTTドコモ中国支社」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社(呉支店)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社(呉ネットワークセンター)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	独立行政法人国立病院機構呉医療センター (以下「呉医療センター」という。)		(略)	日本郵便株式会社中国支社(広島支店)	(略)	日本郵便株式会社呉郵便局	(略)	日本銀行広島支店	(略)	日本赤十字社広島県支部	(略)	日本放送協会広島放送局	(略)	西日本高速道路株式会社中国支社	(略)	本州四国連絡高速道路株式会社中国支社	(略)	西日本旅客鉄道株式会社広島支社(呉管理駅)	(略)	日本貨物鉄道株式会社	(略)	西日本電信電話株式会社中国支店(以下「NTT西日本」という。)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)	(略)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社(以下「NTTドコモ中国支社」という。)	(略)	日本通運株式会社(呉支店)	(略)	中国電力ネットワーク株式会社(呉ネットワークセンター)	(略)	KDDI株式会社	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構呉医療センター (以下「呉医療センター」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社中国支社(広島支店)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社呉郵便局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本銀行広島支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社広島県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会広島放送局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路株式会社中国支社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本州四国連絡高速道路株式会社中国支社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社広島支社(呉管理駅)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社中国支店(以下「NTT西日本」という。)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社(以下「NTTドコモ中国支社」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社(呉支店)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社(呉ネットワークセンター)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社</td> <td>                     (1) 電気通信設備の整備及び防災管理                      (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施                      (3) 被災電気通信設備の災害復旧                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	独立行政法人国立病院機構呉医療センター (以下「呉医療センター」という。)	(略)	日本郵便株式会社中国支社(広島支店)	(略)	日本郵便株式会社呉郵便局	(略)	日本銀行広島支店	(略)	日本赤十字社広島県支部	(略)	日本放送協会広島放送局	(略)	西日本高速道路株式会社中国支社	(略)	本州四国連絡高速道路株式会社中国支社	(略)	西日本旅客鉄道株式会社広島支社(呉管理駅)	(略)	日本貨物鉄道株式会社	(略)	西日本電信電話株式会社中国支店(以下「NTT西日本」という。)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)	(略)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社(以下「NTTドコモ中国支社」という。)	(略)	日本通運株式会社(呉支店)	(略)	中国電力ネットワーク株式会社(呉ネットワークセンター)	(略)	KDDI株式会社	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	楽天モバイル株式会社
機関名	事務又は業務の大綱																																																																							
独立行政法人国立病院機構呉医療センター (以下「呉医療センター」という。)	(略)																																																																							
日本郵便株式会社中国支社(広島支店)	(略)																																																																							
日本郵便株式会社呉郵便局	(略)																																																																							
日本銀行広島支店	(略)																																																																							
日本赤十字社広島県支部	(略)																																																																							
日本放送協会広島放送局	(略)																																																																							
西日本高速道路株式会社中国支社	(略)																																																																							
本州四国連絡高速道路株式会社中国支社	(略)																																																																							
西日本旅客鉄道株式会社広島支社(呉管理駅)	(略)																																																																							
日本貨物鉄道株式会社	(略)																																																																							
西日本電信電話株式会社中国支店(以下「NTT西日本」という。)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)	(略)																																																																							
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社(以下「NTTドコモ中国支社」という。)	(略)																																																																							
日本通運株式会社(呉支店)	(略)																																																																							
中国電力ネットワーク株式会社(呉ネットワークセンター)	(略)																																																																							
KDDI株式会社	(略)																																																																							
ソフトバンク株式会社	(略)																																																																							
機関名	事務又は業務の大綱																																																																							
独立行政法人国立病院機構呉医療センター (以下「呉医療センター」という。)	(略)																																																																							
日本郵便株式会社中国支社(広島支店)	(略)																																																																							
日本郵便株式会社呉郵便局	(略)																																																																							
日本銀行広島支店	(略)																																																																							
日本赤十字社広島県支部	(略)																																																																							
日本放送協会広島放送局	(略)																																																																							
西日本高速道路株式会社中国支社	(略)																																																																							
本州四国連絡高速道路株式会社中国支社	(略)																																																																							
西日本旅客鉄道株式会社広島支社(呉管理駅)	(略)																																																																							
日本貨物鉄道株式会社	(略)																																																																							
西日本電信電話株式会社中国支店(以下「NTT西日本」という。)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)	(略)																																																																							
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社(以下「NTTドコモ中国支社」という。)	(略)																																																																							
日本通運株式会社(呉支店)	(略)																																																																							
中国電力ネットワーク株式会社(呉ネットワークセンター)	(略)																																																																							
KDDI株式会社	(略)																																																																							
ソフトバンク株式会社	(略)																																																																							
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信設備の整備及び防災管理 (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施 (3) 被災電気通信設備の災害復旧																																																																							
総3-6	共通編 総則 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 7 指定地方公共機関		共通編 総則 第3節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 7 指定地方公共機関		<b>【理由等】</b> 県計画に合わせ、広島県医師会の法人格の種類、事務又は業務の大綱の表記を修正																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス供給事業者(広島ガス株式会社・社団法人広島県LPガス協会他)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	ガス供給事業者(広島ガス株式会社・社団法人広島県LPガス協会他)		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス供給事業者(広島ガス株式会社・社団法人広島県LPガス協会他)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	ガス供給事業者(広島ガス株式会社・社団法人広島県LPガス協会他)	(略)																																																													
機関名	事務又は業務の大綱																																																																							
ガス供給事業者(広島ガス株式会社・社団法人広島県LPガス協会他)	(略)																																																																							
機関名	事務又は業務の大綱																																																																							
ガス供給事業者(広島ガス株式会社・社団法人広島県LPガス協会他)	(略)																																																																							

呉市地域防災計画

		呉市地域防災計画			
		修正前	修正後	修正理由等	
		旅客，貨物運送業者 （広島県旅客船協会（瀬戸内海汽船株式会社他）・広島電鉄株式会社・広島バス株式会社・社団法人広島県バス協会・広島県内航海運組合・社団法人広島県トラック協会他）	(略)	旅客，貨物運送業者 （広島県旅客船協会（瀬戸内海汽船株式会社他）・広島電鉄株式会社・広島バス株式会社・社団法人広島県バス協会・広島県内航海運組合・社団法人広島県トラック協会他）	(略)
		民間放送機関 （株式会社中国放送・広島テレビ放送株式会社・株式会社広島ホームテレビ・株式会社テレビ新広島・広島エフエム放送株式会社）	(略)	民間放送機関 （株式会社中国放送・広島テレビ放送株式会社・株式会社広島ホームテレビ・株式会社テレビ新広島・広島エフエム放送株式会社）	(略)
		社団法人広島県医師会	(1) 災害時における医療、助産等救護の実施	一般社団法人広島県医師会（以下「広島県医師会」という。）	(1) 災害時における医療救護活動の実施
予1-1	災害予防編 第1節 方針 第1 計画 この計画は，災害の発生を未然に防止するとともに，被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について定めるものとし，その内容は以下の各節に定めるところによる。 なお，大規模自然災害 _____ に備えた防災・減災の対策については，この計画のほか国土強靱化地域計画（令和3年3月作成：第5次呉市長期総合計画第3編第3章）の定めるところによる。	災害予防編 第1節 方針 第1 計画 この計画は，災害の発生を未然に防止するとともに，被害の拡大を未然に防止するために必要な諸事項について定めるものとし，その内容は以下の各節に定めるところによる。 なお，大規模自然災害（複合災害を含む）に備えた防災・減災の対策については，この計画のほか国土強靱化地域計画（令和3年3月作成：第5次呉市長期総合計画第3編第3章）の定めるところによる。		【理由等】 県計画に合わせ，表記を修正 複合災害としては，震災と風水害，自然災害と油流出等の複合が考えられる。	
予7-11	災害予防編 第7節 避難体制の整備 第2 避難体制の整備 4 指定避難所，指定緊急避難場所の指定及び周知 (1) 指定避難所 ア～ウ (略) エ 避難所設備の充実 必要に応じて冷暖房設備，シャワー設備，パソコン，FAX，テレビ，ラジオ等の整備，電力容量の拡大に努めるとともに，災害時には災害協定に基づく関係団体への協力要請により設備・機器等の調達を行う。 _____	災害予防編 第7節 避難体制の整備 第2 避難体制の整備 4 指定避難所，指定緊急避難場所の指定及び周知 (1) 指定避難所 ア～ウ (略) エ 避難所設備の充実 必要に応じて冷暖房設備，シャワー設備，パソコン，FAX，テレビ，ラジオ等の整備，電力容量の拡大に努めるとともに，災害時には災害協定に基づく関係団体への協力要請により設備・機器等の調達を行う。 また，停電時においても，施設・設備の機能が確保されるよう，再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。		【理由等】 予4-4に同じ。	
予7-11	災害予防編 第7節 避難体制の整備 第2 避難体制の整備 4 指定避難所，指定緊急避難場所の指定及び周知 (1) 指定避難所 ア～カ (略)	災害予防編 第7節 避難体制の整備 第2 避難体制の整備 4 指定避難所，指定緊急避難場所の指定及び周知 (1) 指定避難所 ア～カ (略)		【理由等】 県計画に合わせ，避難所運営の連携先としてNPO・ボランティアを追加	

呉市地域防災計画			
	修正前	修正後	修正理由等
	キ 専門家との情報交換 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家_____等との定期的な情報交換に努めるものとする。	キ 専門家との情報交換 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、 <u>NPO・ボランティア</u> 等との定期的な情報交換に努めるものとする。	
予7-13	災害予防編 第7節 避難体制の整備 1～4 (略) 5 避難所の管理運営体制の整備 (1) (略) (2) 避難所配置職員等の配置 避難所の開設が必要となった場合には、担当課等は速やかに市職員を配置するなど必要な措置を講じるものとし、自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所の運営に努める。 また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した_____外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。	災害予防編 第7節 避難体制の整備 1～4 (略) 5 避難所の管理運営体制の整備 (1) (略) (2) 避難所配置職員等の配置 避難所の開設が必要となった場合には、担当課等は速やかに市職員を配置するなど必要な措置を講じるものとし、自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所の運営に努める。 また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した <u>NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。</u>	【理由等】 予7-11に同じ。
風6-2 震6-2	風水害対策編／震災・大規模事故等対策編 第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動 第1 避難計画 1 避難所等の開設等 (1)～(3) (略) (4) 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した_____外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。 なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	風水害対策編／震災・大規模事故等対策編 第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動 第1 避難計画 1 避難所等の開設等 (1)～(3) (略) (4) 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した <u>NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。</u> なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ__状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	【理由等】 予7-11に同じ。
南6-7	南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～4 (略)	南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～4 (略)	【理由等】 予7-11に同じ。

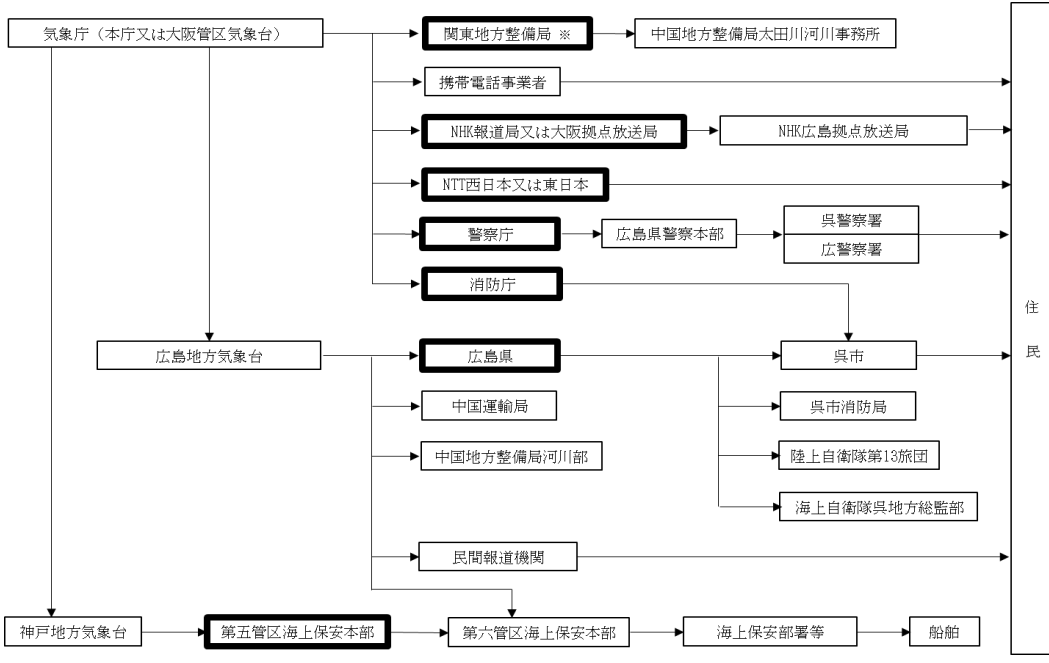
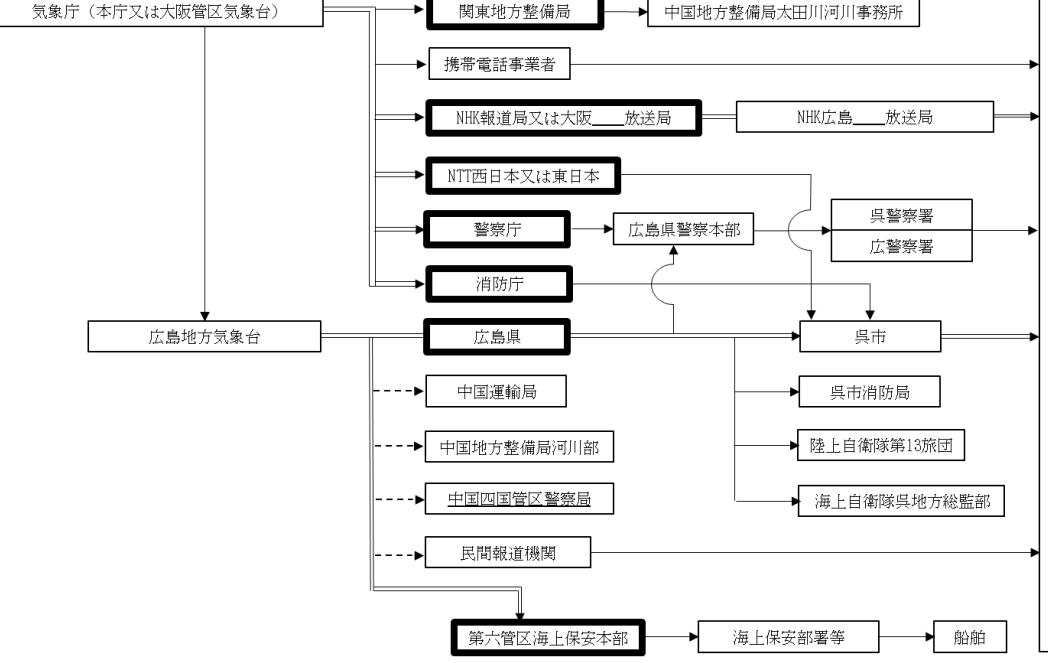
呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等
	<p>5 津波避難対策 (1)～(7) (略) (8) 指定避難所の開設 市は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。 ア 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。 なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	<p>5 津波避難対策 (1)～(7) (略) (8) 指定避難所の開設 市は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。 ア 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。 なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	
予17-1	<p>災害予防編 第17節 災害ボランティア活動の環境整備 1 実施内容 (1)・(2) (略) (3) 市は、災害ボランティアの活動環境として、 市・市社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体等で連携し、平常時の登録、 研修や訓練制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修等を通じて推進するものとする。</p>	<p>災害予防編 第17節 災害ボランティア活動の環境整備 1 実施内容 (1)・(2) (略) (3) 市は、災害ボランティアの活動環境として、 市・市社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体等で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修等を通じて推進するものとする。</p>	【理由等】 県計画に合わせ、研修の内容を具体的に追加
風2-12	<p>風水害応急対策編 第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第2 災害情報計画 1 (略) 2 気象予報警報等の収集と伝達 (1) 気象予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の収集と伝達 ア (略)</p>	<p>風水害応急対策編 第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第2 災害情報計画 1 (略) 2 気象予報警報等の収集と伝達 (1) 気象予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の収集と伝達 ア (略)</p>	【理由等】 令和4年4月の名称変更に伴い、県計画に合わせ、表記を修正

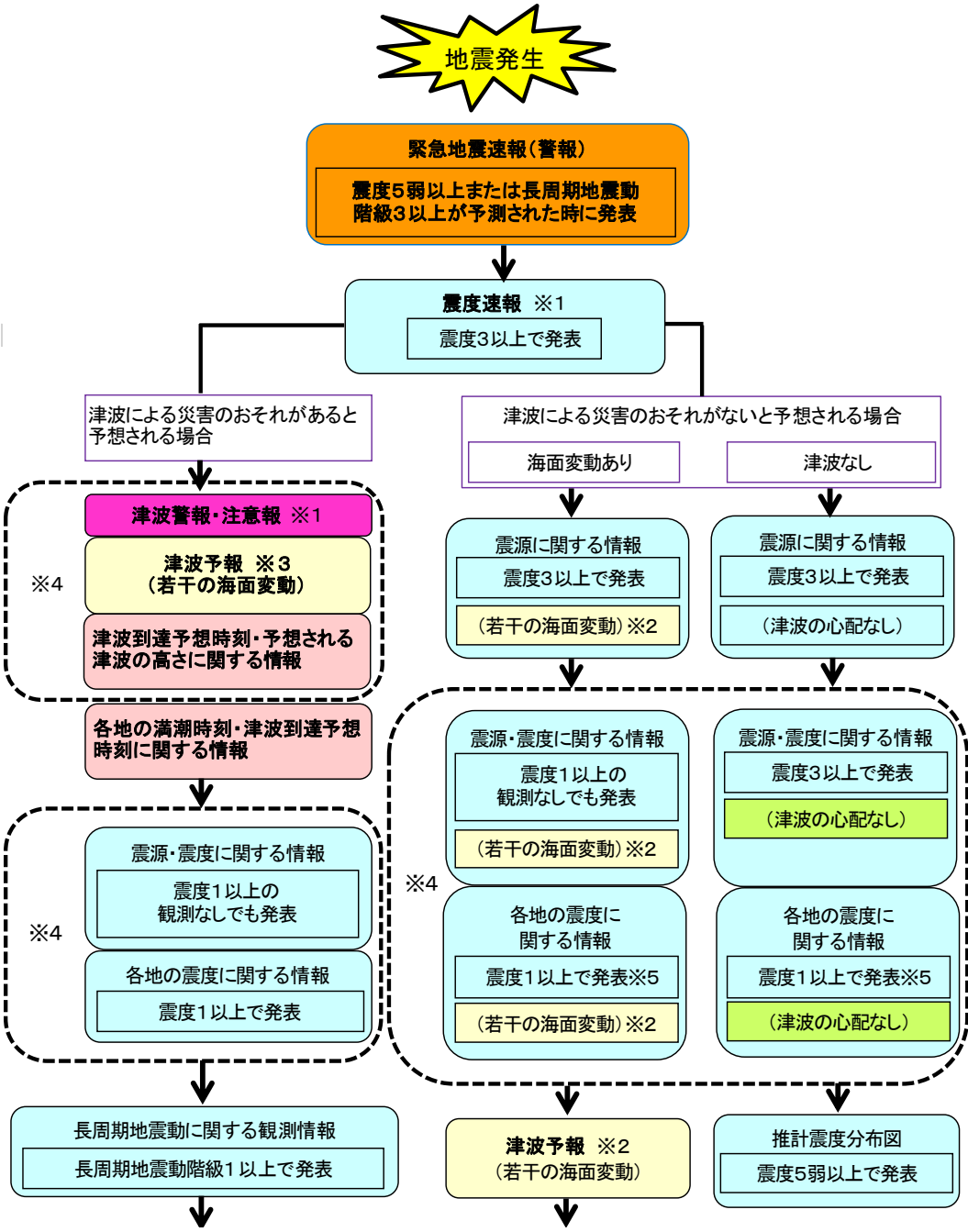
呉市地域防災計画			
	修正前	修正後	修正理由等
	イ 広島地方気象台が気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 日本放送協会広島拠点放送局	イ 広島地方気象台が気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 日本放送協会広島____放送局	
震2-13~14	震災・大規模事故等対策編 第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策 第2 災害情報計画 1 (略) 2 地震・津波情報の収集及び伝達 (1)~(3) (4) 津波警報等の伝達 ア 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。 日本放送協会広島拠点放送局 イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。 日本放送協会広島拠点放送局	震災・大規模事故等対策編 第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策 第2 災害情報計画 1 (略) 2 気象予報警報等の収集と伝達 (1)~(3) (4) 津波警報等の伝達 ア 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。 日本放送協会広島____放送局 イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。 日本放送協会広島____放送局	【理由等】 震2-12に同じ。
南6-13	南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1~6 (略) 7 電気、ガス、水道、通信、放送関係 (1)~(5) (略) (6) 放送 日本放送協会広島拠点放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。	南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1~6 (略) 7 電気、ガス、水道、通信、放送関係 (1)~(5) (略) (6) 放送 日本放送協会広島____放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。	【理由等】 震2-12に同じ。
風3-7 震3-7	風水害対策編／震災・大規模事故等対策編 第7節 広域相互応援・災害派遣・協力要請計画 (ヘリコプターの災害応急対策を含む) 第1 (略) 第2 自衛隊の災害派遣要請計画 1 (略) 2 災害派遣部隊の活動内容 (1)~(9) (略) (10) 被災者生活支援 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。	風水害対策編／震災・大規模事故等対策編 第7節 広域相互応援・災害派遣・協力要請計画 (ヘリコプターの災害応急対策を含む) 第1 (略) 第2 自衛隊の災害派遣要請計画 1 (略) 2 災害派遣部隊の活動内容 (1)~(9) (略) (10) 被災者生活支援 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し給食、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。	【理由等】 県計画に合わせ、表記を変更
南7-3	南海トラフ地震防災対策推進計画 第7節 関係者との連携協力の確保に関する計画	南海トラフ地震防災対策推進計画 第7節 関係者との連携協力の確保に関する計画	【理由等】 風3-7に同じ。



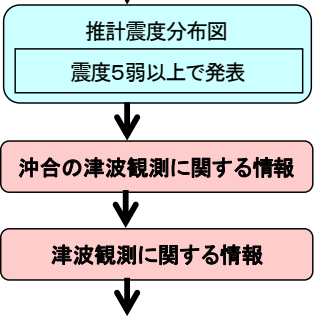
呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等
	<p>第1 (略)</p> <p>第2 自衛隊災害派遣計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害派遣部隊の活動</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>炊飯及び給水支援</u></p> <p>特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水_____支援を行う。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 自衛隊災害派遣計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 災害派遣部隊の活動</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>給食、給水及び入浴支援</u></p> <p>特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食、_____給水及び入浴支援を行う。</p>	
震 2-13～14	<p>震災・大規模事故等対策編</p> <p>第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害情報計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震・津波情報の収集及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(4) <u>津波警報等の伝達</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。</p>  <p>・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関</p> <p>・NHK 広島<u>拠点</u>放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する。</p>	<p>震災・大規模事故等対策編</p> <p>第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害情報計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震・津波情報の収集及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>津波警報等の伝達</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。</p>  <p>・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関</p> <p>・<u>二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</u></p> <p>・NHK 広島_____放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する。</p>	<p>【理由等】</p> <p>県計画に合わせ、気象庁本庁からの通知経路を修正 (義務づけられた伝達経路と副次的伝達経路を区分)</p>

呉市地域防災計画

	修正前	修正後	修正理由等
	<p>・NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない。                      ※ あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合に、広島地方気象台が太田川河川事務所に代替手段により通知する。</p>	<p>・NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない。                      ・広島地方気象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である。</p>	
<p>震2-20</p>	<p>震災・大規模事故等対策編                      第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策                      第1・2 (略)                      (新設)</p>	<p>震災・大規模事故等対策編                      第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策                      第1・2 (略)                      【参考】 地震・津波に関する情報発表の概念図</p> 	<p>【理由等】                      県計画に合わせ、情報発表の概念図を追加</p>

呉市地域防災計画

	呉市地域防災計画		
	修正前	修正後	修正理由等
		 <p>推計震度分布図 震度5弱以上で発表</p> <p>↓</p> <p>沖合の津波観測に関する情報</p> <p>↓</p> <p>津波観測に関する情報</p> <p>↓</p>	<p>推計震度分布図 震度5弱以上で発表</p> <p>※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり          ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。          ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。          ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。          ※5 気象庁ホームページでの「電源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。</p>